

令和6年第3回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年3月25日 午後2時00分から午後4時20分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農業振興課 主事	新國 寛也	都市計画課 係長	松本 哲雄
都市計画課 主任	小泉 大輔		

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主事	蛭間 祐貴
主任	藤野 泰弘		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和6年第3回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小川 邦雄 委員 齊藤 貴作

11. 議決事項及び議事の要領

議案第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

議 長 議案第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和6年度最適化活動の目標の設定等により説明】

最適化活動の目標の設定については、国で定めた様式があり、それに基づき令和6年度の目標を定めるものです。

内容としては、「Ⅰ農業委員会の状況」、「Ⅱ最適化活動の目標」について、記載しています。

最適化活動の成果目標のうち、農地の集積については、現在の管内農地面積1,160haに対し、集積の目標を令和15年度、集積率56%としています。そして、今年度の新規集積面積を50.93ha、今年度末の集積面積344.04ha、今年度末の集積率を29.7%としています。

遊休農地の解消については、令和3年度緑区分の遊休農地14.60haに対し、解消目標面積を2.92haとし、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を3.04haとしています。

新規参入の促進については、直近3年度の新規参入者の状況、過去3年度の権利移動面積及びその平均を記載するとともに、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を5.85haとしています。

推進委員等が最適化活動を行う目標日数については、1人当たりの活動日数を1月当たり7日としています。また、12月から2月までの3か月を活動強化月間としています。

さらに、委員ごとの最適化活動の目標を定めております。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第8号令和6年度の最適化活動の目標の設定については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第8号は原案のとおり決定します。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は上吉田の寺ノ裏です。地目は田で地積は931㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違

反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件の譲渡人は、ご両親の代までは大農家でしたが、現在は1～2反の田しか所有しておりません。申請地の両サイドが譲受人の農地であり、申請地に雑草が繁茂していたため譲受人に話したところ、自分が耕作しても良いとの答えをもらい、今回の申請につながりました。

譲受人は、上古田地区の農業者が減少する中で、地区を代表する農業者であり、小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第9号については許可と決定します。

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の所在地は塚越の新田前です。地目は畑で地積は35㎡です。

申請人につきましては、坂戸市塚越にお住まいの方で、住宅の敷地内にある物置が老朽化したことから新たな物置に建て替えようとしたところ、建て替えするには4m以上の通路に接していないと建て替えができないと指導を受けたそうです。そのため、4mの通路となるよう農地転用で通路を拡張したいとのことです。

先日現地確認しましたが、適正に管理されているのを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している、農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理のため、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当せず、許可基準に適合していると考えております。

2 番案件の所在地は塚越の新田前です。地目は畑で地積は0.56㎡です。

申請人につきましては、1 番の案件と同一の方で、1 番の案件でご説明した農地転用をしたいと事務局に相談を受けた際に、農地の一部に土留めブロックが越境していることが判明しました。当該土留めを撤去すると、土が崩れ住宅に影響する可能性があることから、追認のための農地転用を行いたいとのことです。

先日、現地確認しましたが、適正に管理されているのを確認しております。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられます。

また、一般基準では、資力については追認のため工事は行わず、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については今までと同様に住宅敷地との一体での処理のため、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第4条第6項各号には該当せず、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1～2番 勝呂地区 小島委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番と2番の案件は関連があるので、一括して説明します。申請人は、自宅敷地内に物置を建てる計画を立てましたが、農地内に樹木やブロック塀等があったため、不要な物は撤去して今回申請しております。現地を確認し、本人と話したところ、是正を求められたものは、全てその通りにしたとのことです。

近隣に麦畑等がありますが、周辺農地への営農に支障が無いと思われることから、小委員会では転用はやむを得ないとの結果になりましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第10号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第10号は、許可相当と決定します。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、中小坂の金山です。地目は畑で、地積は315㎡です。

譲受人及び譲渡人は、議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていまして。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は、小沼の寺脇です。地目は畑で、地積は864㎡です。

譲受人及び譲渡人は、議案書に記載のとおりです。申請事由は敷地拡張による資材置場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準では、圏央道坂戸インターからおおむね300m以内にある農地であることから、3種農地と判断されます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番案件の所在地は石井の新町前です。地目は畑で、地積は499㎡です。

譲受人及び譲渡人は、議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番案件の所在地は石井の柵、外1筆です。地目は畑で、地積は合計で360㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番案件の所在地は、塚崎の根附です。地目は畑で、地積は437㎡です。

譲受人及び譲渡人は、議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地を確認しましたが、草等伸びておらず、適正に管理されておりました。

地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第

1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 中里委員
2番 三芳野地区 高橋委員
3～4番 勝呂地区 野口委員
5番 入西地区 根本委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人の状況は、事務局の説明のとおりです。申請地は、先月と昨年12月に審議した場所の隣接地で、譲渡人も同一です。譲渡人の状況は、先月説明したとおり、農業ができる状況ではありません。

小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の内容は、事務局の説明のとおりですが、譲渡人に聞いたところ、譲受人からどうしても譲って欲しいと言われたとのこと。申請地は、道路に挟まれた場所なので、周辺農地の営農には影響が無いと思われます。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の申請地の周辺は、農業法人が麦畑にしたいということで、私が一緒に地権者を回って農地を集約した場所です。その際に譲渡人から、申請地はお子さんが家を作る予定があるので、お貸しできないと言われた農地です。

お子さんは地区内の貸家に住んでおり、譲渡人は土地を多く持っておりますが、その中でも申請地は県道に面していて、住宅を建てるのに適しております。

周辺農地への影響は無いと思われるため、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

4番案件の譲渡人は、工務店を営んでおり、申請地に資材を置いていたこともありましたが、現在は、建築資材等を置いていませんが、除草するなどの管理を行い、営農はしていません。

小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 5番案件の譲渡人は、兼業農家であり、改良区の役員になる等、意欲的に農業に携わっております。譲受人の妻は、譲渡人の娘であり、先々のことを考え両親の傍で暮らしたいと考え、今回の申請となりました。

申請地は綺麗に管理されており、道路に囲まれており、東側は道路を挟んで水路もあります。以上のように、独立した地形であり、近隣農地への影響は無いと思われます。以上のことから、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

- 議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。
- 委 員 4番案件の申請地は、県道からの入り口が狭いように見えますが、住宅を建てることについて、問題はありませんか。
- 事務局 この案件については、施主が都市計画課と事前協議をしておりますので、接道等については、そちらで指導していると思われます。代理人からは、開発の申請について、特に問題は報告されておられません。
- 委 員 確認ですが、申請地の手前は、農地ですか。
- 事務局 そちらは、雑種地となります。
- 議 長 他に無いようですので、採決を行います。
議案第11号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。
- 議 長 全員賛成と認めます。議案第11号は、許可相当と決定します。

議案第12号 農用地利用集積計画について

- 議 長 議案第12号 農用地利用集積計画について審議します。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】
3月分の農用地利用権設定申出は、更新がなく新規のみで、2件、2筆で、面積は2,372㎡です。新規の一般分は1件、1筆で、面積は990㎡、新規の農地中間管理事業分は1件、1筆で、面積は1,382㎡です。また、合意解約は、一般分のみで1件、2筆、982㎡です。
令和6年4月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、今回新規設定した農地中間管理事業分の契約始期が令和6年6月1日のため今回は算入せず、また、1月に設定した農地中間管理事業分の契約始期が令和6年4月1日のため、その面積42,010㎡を今回参入するため、合計3,424,300.45㎡となります。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。
無いようですので、採決を行います。
議案第12号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 議 長 全会一致と認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり決定します。

議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

- 議 長 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

内容は、議案第12号の農用地利用集積計画で農地中間管理事業分として設定申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を設定するものです。面積につきましては、合計1,382㎡で、契約の始期は令和6年6月1日です。詳細については、資料のとおりです。この内容につきまして、坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いするものです。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第13号は、意見なしと決定します。

議案第14号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議長 議案第14号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により対象地の説明】

アの「農用地区域からの除外」の案件について、説明します。土地の所在地は、小沼の附島外461筆です。地目は田で、地積は合計で、410,598.26㎡です。転用の目的は、市街化区域編入です。事業計画者及び所有者は、議案書に記載のとおりです。

この案件については、説明のため、農業振興課及び都市計画課の職員が、出席しております。

次に、イの「農用地区域からの用途区域変更」の案件について、説明します。土地の所在地は、戸口の地蔵堂の一部です。地目は畑で、地積は1,300㎡のうち199.95㎡です。転用の目的は、農業用倉庫です。事業計画者と所有者は同一で、議案書に記載のとおりです。

当該施設は、2アール未満の農業用施設であり、農地転用の制限の例外を規定する、農地法施行規則第29条第1号に該当すると考えられます。

申請地を農業振興課の職員と農業委員会事務局職員で、現地確認を行ったところ、適正に管理されているのを確認しました。

議長 本日は、議案の説明のために、農業振興課及び都市計画課職員が出席しています。内容の説明をお願いします。

農業振興課 坂戸市東部の小沼地域について、首都圏中央連絡自動車道の坂戸インターチェンジに隣接する地区を、土地区画整理事業により都市基盤整備を行い、工業・流通系施設の土地利用をするために、市街化区域編入の手続きを行っており、地区内の農地を農用地区域から除外するものです。

都市計画課	該当地区は、本市の産業基盤づくりを進めるため第7次坂戸市総合計画に基づく工業・流通系の土地利用転換をし、民間による個人施行の土地区画整理事業を予定しています。 土地利用計画図（案）の黄色く塗られた部分が企業用地となり、事業者により企業が誘致されることとなります。また、地区内には、都市計画道路、公園、調整池等が整備されることとなります。 市街化区域に編入された後、農地法に基づく農地転用の届出により所有権移転等がなされ、事業が進んでいく予定です。地区面積等の概要は、資料のとおりです。 排水について、汚水は公共下水道を新たに整備し、処理する計画です。また、地区内の雨水は、調整池に滞留させ流量を調整しながら、三芳野大排水路を経由し、大谷川に放流する予定です。
議 長	ご質疑等はございますか。
委 員	土地利用計画図の黄色い部分は、埋め立てるのですか。
都市計画課	本事業では、令和元年東日本台風による当該地の浸水実績以上の盛土を計画しています。
委 員	盛土をするとのことですが、圏央道をくぐる道路との高さは、大丈夫ですか。
都市計画課	車の通行に支障がないよう、事業者により設計が進められています。
委 員	土地区画整理事業の事業認可権者は、県と市のどちらですか。
都市計画課	市です。
委 員	事業者からの技術的援助の申請は、市に対するものですか。
都市計画	市に対して、土地区画整理法第75条の規定に基づく、技術的援助の申請がありました。
委 員	今回の開発で農用地区域が減りますが、減った分について、今後の農用地の確保は、どうなりますか。
都市計画課	都市計画の手続きにおいて、市街化区域を拡大した分だけ農用地区域を増やすということは、求められておりません。過去の農用地区域への編入の事例においても、農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、市の農業政策上必要とされている区域について、農用地区域への編入が行われたものと理解しています。
事務局	ただ今の答弁を補足しますと、今後、市全体の農業振興を考え、地域の話し合い等を踏まえ、農業投資を積極的に行った方が良いと思われる地域については、農用地区域への編入も検討していく、ということになるかと思います。
議 長	本事業の予定事業施行者選定の経緯について、教えてください。
都市計画課	坂戸インターチェンジ北側開発地権者協議会が公募し、選定しました。

議 長 土地の買収価格の水準を、教えてください。

都市計画課 民民のことなので、価格水準等については、お答えをしかねます。

委 員 今までは、この地域の農地が調整池のような役割を果たしてきたと思いますが、開発により降雨の際に、下流の周辺農地等に影響が出る恐れは、ありませんか。

都市計画課 本事業で整備を予定している調整池については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」等に基づき、影響のないよう計画しています。

委 員 市街化区域への編入は、いつ頃ですか。

都市計画課 県が決定する都市計画であるため、明確にお答えできませんが、年内となる見込みだと考えています。

委 員 下流の国交省による治水事業との整合性については、どうですか。

都市計画課 本事業は国交省の事業と直接関係はありません。本事業では、法令等に則り適正に雨水対策を進めてまいります。

委 員 今日、農業委員会で審議した後のスケジュールについて、お伺いします。

農業振興課 県の同意を得られれば、8 月頃、除外になるというスケジュール感でおります。

委 員 地権者の同意は、得られているのでしょうか。

都市計画課 この事業は、地権者の100%同意事業として進められております。

委 員 土地利用計画にある都市計画道路は、計画区域の先まで延長するのですか。

都市計画課 この土地区画整理事業で整備する部分は、土地利用計画図にある区間までです。都市計画道路坂戸東川越線は、北は高坂橋付近の国道407号から、南は川越北環状線までを結ぶものとして、都市計画決定されているものです。

委 員 農用地区域からの除外は、農業委員会の意見だけで決まるのですか。

農業振興課 意見照会は、農協及び土地改良区が存在する地区であれば、改良区に対しても行います。また、令和3年度まで設置していた審議会は、県と調整し、廃止されておりますが、除外の要件を満たしている案件については、意見照会をした後、県と協議をしております。

委 員 この案件は、先程決定した「令和6年度最適化活動の目標」に影響はありますか。

事務局 この案件の影響も加味し、先程提案した目標を設定しております。

議 長 他に無いようですので、採決を行います。
議案第14号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

は、適当であると決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号は適当であると決定し、坂戸市長へ回答いたします。

議案第15号 農地利用最適化推進委員の選任について

議 長 議案第15号 農地利用最適化推進委員の選任について審議します。本案件については、小川委員、岡野委員及び鹿ノ戸推進委員が含まれます。各委員は、坂戸市農業委員会会議規則第10条に規程の基づく議事参与の制限に該当するため、退席をお願いします。
暫時休憩します。

(各委員退席)

議 長 再開いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 現農地利用最適化推進委員の任期が、令和6年3月31日で満了することから、応募があった別紙8名の農地利用最適化推進委員の選任について、お諮りするものです。

議 長 ご質疑等は、ございますか。
無いようですので、採決を行います。
候補者8人の方につきましては、農地利用最適化推進委員に選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、候補者8人の方を農地利用最適化推進委員に選任することに、決定しました。
暫時休憩とします。

(休憩 該当委員着席)

議 長 再開します。

議案第16号 農業委員会事務局職員の任免について

議 長 議案第16号 農業委員会事務局職員の任免について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 4月1日の人事異動に伴い、別紙のとおり3名の事務局職員の解任及び任用が生じたので、ご審議をお願いします。

議 長 ご質疑はございますか。

議 長 ご質疑等が無いようですので、採決を行います。
農業委員会事務局職員の任免については、原案のとおり任免することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第 16 号は、原案のとおり任免することに決定します。

報告第 3 号 専決処分の報告について

議 長 報告第 3 号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第 3 号ですが、2 月の専決処分は、農地法第 3 条の 3 の届出 7 件、農地法第 4 条の農地転用届出 1 件、農地法第 5 条の農地転用届出 10 件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和 6 年第 3 回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 3 月 25 日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員